

## 住民監査請求書

### 1. 請求の対象とする職員

田中大輔中野区長

### 2. 監査請求の対象事項

2005年12月19日、田中大輔区長は三菱総合研究所（以下、三菱総研という）と2005年度「中野駅周辺まちづくり推進委託の実施」について契約金額1,300万円の委託調査契約を締結した。その成果物として「中野駅周辺まちづくり推進委託報告書」（以下2006年報告書）が2006年3月20日に納品され3月23日検査で合格した。

### 3. 請求理由

この契約は、2005年度「中野駅周辺まちづくり推進委託の実施」として委託調査し、三菱総研から成果物として予定したものは、「A 社会経済面からの検討」「B 中野四丁目地区地区計画の推進」の2本柱からなる。さらに後者についてみると大きく分けて3つである。

①地区計画（方針）素案の作成支援、及びその基礎となる企画提案の調製並びに地区整備計画の検討支援

②地区計画決定に向けた関係機関及び関係者との協議、調整に必要な資料

③地区計画によるまちづくりに関する交通需要予測

上記の成果物と調査委託金額の関係を整理すると、見積もった委託経費が過大であるか、あるいは、中野区の納品物へのチェックが杜撰なまま予定の成果物たり得ないものが納められてしまったかのどちらかであることが明らかであり、「違法若しくは不当な公金の支出」及び「違法若しくは不当な契約の締結、履行」に該当する。

#### (1) 納品された成果物の不当性

本委託契約の内容については、公募型プロポーザルの募集要項、契約書の「業務内容の詳細」に、「B 中野四丁目地区地区計画の推進」として、詳細な調査すべき各項目が列記されている。しかし、実際に納品されたものと比較すると、下記①②に示すように、報告書全体の半分が2004年度におこなわれた「地区計画検討支援業務委託報告書」（以下「2005年報告書」）の丸写しと言える内容であり、契約上作成が予定されていた各種会議等への提出すべき資料の存在すら確認できない。

今回の検査結果は「合格」となっているが、実際に納品された成果物は以下に示した理由により、契約書、仕様書の要件を満たしていない。

地方自治法では、契約に係わる検査の方法が規定されており、「検査は、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類（当該関係書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）に基づいて行わなければならない」とされている。中野区は、地方自治法に規定された納品物の検査する義務を怠り、不良な成果物を受け取り、区民は損害を受けた。

①「地区計画（方針）素案の作成支援、及びその基礎となる企画提案の調製並びに地区整備計画の検討支援」について

「地区計画の推進」部分約90頁（「2006年報告書」全体の56%）は、2005年3月に2004年度の委託調査として納品された「2005年報告書」と構成、内容とも、ほとんど同一である。両者を比較して異なる点は、2005年5月の「中野駅周辺まちづくり計画」、2006年3月の国有財産関東地方審議会の処分答申との整合性をとるための修正による、囲町との境に予定されている区画道路、補助222号線に接続する道路の修正部分。その他、壁面位置の制限の変更、見直し相当容積率の変更、建物の高さについて具体的数字から超高層などの抽象的表現へ変更、日影曲線図面の削除、数字の修正、再開発促進区導入の修正等、一部図面修正、文言整理程度のものである。

新規に追加されている部分は、住宅、商業・業務施設など機能別導入規模の検討、将来の交通需要予測、地区計画案等である。

いずれにしても、2つの報告書の違いはわずかである。

### ②「地区計画決定に向けた関係機関及び関係者との協議、調整に必要な資料」について

情報公開請求結果によると、作成された資料として示すことができるものは、「4者協議会資料」として第4回作業部会へ提出したP3-40の図3-1及び、P3-54の図3-9であるが、それさえも特に資料リストとして整理されているものではない。

また、4者協議会の第4回作業部会報告書には、その「資料提出」を示す文言はなく実際に資料が提出されたかどうかは不明である。

このように、当初予定されていた資料が作成されていることを示す書類は何もなく、実際に成果物が納品されたどうかを示す書類もない。

### ③「地区計画によるまちづくりに関する交通需要予測」について

「交通需要予測」として30頁の報告書である。

#### (2) 委託経費1300万円の算定根拠の不当性

2005年度「中野駅周辺まちづくり推進委託の実施」は、簡易公募型プロポーザルで、公募の際に委託経費として予定上限額1300万円との明示をしたが、下記理由に示すように、中野区はその算定根拠をもっていない。

そもそも、予定価格は、発注者自身が価格の妥当性の判断基準をもつことによって、契約金額の公正さ、契約の公正性を担保するものである。ましてや、今回の場合は競争入札ではなく、予定上限額1300万円で契約したように、予定価格の根拠がないということは、価格の基準をもたずに契約することと同等で、区民に損害を与えている。

理由の第1として、中野区は今回の起案にあたって、委託設計書、内訳書を作成しておらず、予定上限額1300万円の算定根拠を中野区は持ち合わせていない。一万、受注した三菱総研は、契約あたって提出した内訳書は、「社会経済面からの検討 一式・・・円」「中野4丁目地区地区計画の推進 一式・・・円」との合計で、それぞれの内訳明細がなく、始めから1300万円になるように算出された、きわめて簡易なものである。契約金額1300万円が先にありきの契約である。

第2、に、仮に1300万円の委託調査費を算定した段階、プロポーザル方式による公募をした段階で、中野区が「地区計画の具体化の検討」は、「2005年報告書」の修正程度のもを想定していたとすれば、1300万円という算定はきわめて過大である。逆に、「2005年報告書」の修正程度の簡易なものを予定していたわけではなかったとす

れば、納品段階でチェックされ、三菱総研にたいして当初予定の1300万円相当の成果物を求めなければならなかったはずである。

第3に、「2005年報告書」を作成した日建設は、(財)東京都新都市建設公社と420万円で契約している。それは、2003年度決算の会計監査報告でも問題にされており、また管理責任の上からも当然、担当者は知っていることである。最初から作成した報告書と、それを基本に修正程度で済ました「2006年報告書」とでは、当然価格は大きく下がらなければならない。

### (3) 「業者選定と成果物の関係」の不当性

今回の業者選定は、下記に示すように、予定した成果物を得るためにきわめて綿密におこなわれた。しかし、予定上限額1300万円のプロポーザル方式で業者選定をしながら、成果物としてはそれに相当するものが得られていない。

仮に、今回のように修正程度の成果物を最初から期待していたのであれば、何も公募型プロポーザル方式による業者選定をする必要はなく、競争入札でやれば少なくとも契約金額も予定価格より下がった。

第1に、「業者を指定した理由書」には、「内容は、社会経済分野と都市計画分野からの総合的な検討であり、高度な専門性を必要とする。このような目的のもとに委託先を選定するにあたっては価格競争はなじまず、かつ、民間がもつ高度な専門知識、技術を最大限活用する見地から、関係分野の意見を取り入れ、当分野において、公募型プロポーザルを実施した。応募者の企画提案書等を別途設置した審査委員会で評価した結果、最も高得点を標記の者が、本委託の相手方として最適である旨決定された。公募型プロポーザル応募者全員の参加表明書、企画提案書の評価により、委託成果が最大限確保できる最高評価点者であることから、標記の者を指定する」としている。このように契約相手先である三菱総研は、区が最適な受注者を特定するためにプロポーザル方式により決定した契約相手先である。

第2に、プロポーザル方式の評価項目において、「実績」として「業務の実績（特に再開発促進区を定める地区計画）及び類似業務の実績」とされており、地区計画部分は、契約相手先の実績として重視された評価項目だった。

第3に、三菱総研は、区の審査結果では、参加した他の5社を大きな差をつけて、高得点を得た契約相手先である。本来であれば、三菱総研の技術力が総發揮された成果物として最高のものが納められなければならなかった。

## 4. 中野区民の損害額

2005年度「中野駅周辺まちづくり推進委託の実施」の委託調査は、見積もった委託経費が過大であるか、あるいは中野区の納品物へのチェックが杜撰なまま予定の成果物たり得ないものが納められてしまったかのどちらかである。いずれにしても「2006年報告書」は完成品とはいえない。よって中野区民は1300万円の損害を受けたといえる。

### 1. 措置請求内容

区長は、三菱総研にたいする支払額1300万円を補填すること。

## 請求者

住所 中野区新井\*\*\*\*\*  
職業 無職  
氏名 小木曾 仁夫 印  
住所 中野区鷺宮\*\*\*\*\*  
職業 無職  
氏名 佐藤 ヨシ 印

地方自治法第 242 条第 1 項の規定により、別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求する。

なお、この請求書について中野区区政情報の公開に関する条例（昭和 61 年中野区条例第 9 号）に基づく情報公開の請求があったときは、私の個人情報（住所、氏名、職業）を公開することに同意する。

2006年9月19日

中野区監査委員（あて）

## 事実証明書

- 1、2004年度の「地区計画検討支援業務委託報告書」
- 2、2005年度「中野駅周辺まちづくり推進委託の実施」報告書
- 3、2005年度「中野駅周辺まちづくり推進委託の実施」の契約書
- 4、同の公募型プロポーザル方式の募集要項
- 5、2005年12月22日付け、区政情報一部公開決定通知書（委託設計書、内訳書を作成していないことを証明）
- 6、2005年度「中野駅周辺まちづくり推進委託の実施」起案書
- 7、中野駅周辺まちづくり推進業務簡易公募型プロポーザルの結果
- 8、2006年8月4日付け区政情報非公開決定通知書
- 9、2006年2月10日の警察大学校等跡地の4者協議会第4回作業部会報告書（資料提出の文言無し）
- 10、2005年9月22日の警察大学校等跡地の4者協議会第1回作業部会報告書（資料提出の文言有り）
- 11、2004年度の「地区計画検討支援業務委託報告書」の日建設計の都市建設公社への納品書（契約金額）